

静岡県告示第220号

静岡県建築基準条例第50条に規定する知事が定める建築物の増築等の範囲（昭和48年静岡県告示第575号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 1 増築後の床面積（静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第5条第1項に規定する建築物については延べ面積、第49条の2に規定する建築物については面積。以下同じ。）の合計が、増築前の床面積の合計の1.2倍以下の増築をする場合 | 1 増築後の床面積（静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下、「 <u>条例</u> 」 <u>という。</u> ）第5条第1項に規定する建築物については延べ面積、第49条の2に規定する建築物については面積。以下同じ。）の合計が、増築前の床面積の合計の1.2倍以下の増築をする場合 |
| 2 （略） | 2 （略） |
| | 3 <u>前2項の規定にかかわらず、条例第10条の2の規定については、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲とする。</u> (1) <u>増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する建築物 すべての場合（増築又は改築に係る部分が、条例第10条の2の規定に適合する場合に限る。）</u> (2) <u>前号に掲げる建築物以外の増築又は改築に係る建築物 すべての場合</u> |
| 3 建築物の主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替をする場合 | 4 建築物の主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替をする場合 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。